

浄化槽の正しい使い方 ～日頃の点検が大切です～

水はきちんと流してください。

使用水量が少ないと途中でつまったり浄化槽の働きが悪くなります。使用の限度、決められた量を流しましょう。



放流水は必ず消毒を!!

浄化槽の放流水には消毒が必要です。消毒剤は定期的に補充しましょう。(保守点検業者にお問合せ下さい。)



薬剤の使用は適切に

便器の掃除のさい劇薬や塩酸洗剤等を使わずと浄化槽内の微生物が死んで処理ができなくなります。



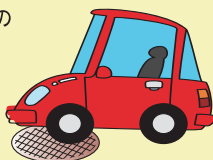
トイレットペーパーをお使い下さい。

タバコの吸いがら、生理用品(雑物、ゴム製品)は絶対に入れないでください。



マンホールの上に物を置かないで!!

点検、清掃や検査のときに不便です。



電源は絶対に切らないでください。

ばっ気型浄化槽で電源を切ると微生物が死んで処理ができなくなります。



浄化槽法について

浄化槽は微生物の働きを利用して汚れた水をきれいにするため、浄化槽設置後の維持管理が非常に大切です。

このため浄化槽法では、浄化槽によるし尿及び生活雑排水の適正な処理を図り生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に、浄化槽の設置・廃止、清掃、保守点検、法定検査など、浄化槽に関するルールが定められています。

● 浄化槽管理者の義務について

浄化槽法第10条では浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検・清掃をこの手帳の2頁の表の期間ごとに1回以上行うことと定められています。

● 浄化槽の法定検査について

浄化槽の機能が正常に維持され定められた放流水質を保つためには、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等が適切に実施されていることが非常に大切です。このため浄化槽法では、これらの状況を知事が指定した検査機関が検査するよう定められています。この検査には、使用開始の際受ける「設置後の水質に関する検査(7条検査)」とその後毎年受ける「定期検査(11条検査)」があります。

● 保守点検・清掃についての県の監督規定について

知事は、浄化槽の保守点検・清掃の技術上の基準にしたがって保守点検・清掃が行われていない場合は、保守点検・清掃について改善措置を命じ、または期間を定めて浄化槽の使用停止を命じることができ、その命令に違反した場合の罰則規定が定められています。

● 浄化槽の法定検査についての県の監督規定について

浄化槽の適正な維持管理を徹底するため、知事は、法定検査を受けることを確保するために指導・助言をすることができ、かつ、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは勧告・命令をすることができ、その命令に違反した場合の罰則規定が定められています。

● 浄化槽使用休止の届出について

浄化槽の使用を休止したときは、浄化槽を清掃のうえ、知事に休止を届け出ることができます。休止の届出をした浄化槽は、保守点検・清掃・法定検査の義務が免除されます。休止している浄化槽の使用を再開したときは、知事に再開を届け出なければなりません。

● 浄化槽使用廃止の届出について

浄化槽の設置状況を確実に把握するため、浄化槽を廃止した場合、浄化槽を廃止した日から30日以内に知事に届け出ることが定められ、届出をされなかったり虚偽の届出をされた場合の罰則規定が定められています。

維持管理の記録は大切に!!

保守点検、清掃、法定検査の記録は、まとめてわかりやすい場所に保管しましょう。3年間保存の義務があります。

保守点検票

清掃完了票

法定検査結果書

その他パンフレット等、すぐに取り出せるようにしましょう。